

ヴィジョン・各種戦略及び包括的保存管理計画の修正概要

●ヴィジョン・各種戦略

区分	平成27年5月26日第5回富士山世界文化遺産学術委員会後の主な修正・追加内容
世界文化遺産富士山 ヴィジョン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「文化的景観」を「<u>ひとつの</u>文化的景観 (a cultural landscape)」に統一 ○ 「ひとつの存在」を「ひとつの存在 (an entity)」に統一 ○ 4 「ひとつの存在 (an entity)」・「ひとつの文化的景観 (a cultural landscape)」としての管理手法を反映した保存・活用に、<u>地域社会（コミュニティ）の積極的な関与</u>を追加 (P 4)
下方斜面における 巡礼路の特定	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>巡礼路の特定に係る研究計画の検討及び調査研究に関し大学等の研究者を含む調査研究委員会の設置</u>を追加 (P 10) ○ 須走口登山道、吉田口登山道等の<u>調査研究のタイムスケジュール（工程）</u>を追加 (P 21) ○ 河口湖南岸、内八海、忍野八海周辺の巡礼路の特定に関する調査研究の成果を反映 (P22～P24)
来訪者管理戦略	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>来訪者管理戦略の対象として富士山域に加え、山麓の構成資産を含む</u>ことを明記 (P 25) ○ 5 対策に<u>山麓地域を対象とした施策</u>を追加 (P 27) <ul style="list-style-type: none"> ・山麓の構成資産への訪問の誘導 ・山麓地域への周遊を推進 ○ <u>収容力の研究・設定に係るタイムライン・指標案等</u>を追加 (P27、P 32～P 35) <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年から29年の3年間、上方の登山道の収容力を中心とした調査研究を実施し、平成30年7月までに登山者数を含め、多角的な視点に基づく複数の指標を設定 ・指標案及び望ましい水準の決定方法の一例を明記 ○ <u>富士山におけるごみ対策</u>の取組事例を追加 (P 42) <ul style="list-style-type: none"> ・富士山麓周辺道路沿い及び登山道沿いにおける清掃活動 ・富士山麓における不法投棄防止対策 ○ <u>トイレの適切な維持管理</u>について、イコモスコメントに対応し、上方の登山道等の総合的な保全手法から来訪者管理戦略へ移管 (P 25、P 28、P 46～P 47) <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から環境配慮型トイレに改良し、適切に維持管理を実施 ・適切な維持管理の継続を目指し、処理方式及び管理手法等を検討中
上方の登山道等の 総合的な保全手法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山小屋の施設外観・標識類などの改善を取組事例に追加 (P 56) <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに基づく改善の推進、山梨県において山小屋の「修景指針」の策定に向けた検討を開始
情報提供戦略 (Interpretation Strategy)	<ul style="list-style-type: none"> ○ パンフレットの作成・活用を取組事例に追加 (P 66)
危機管理戦略	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火山噴火への対応を時点更新 (P 69) <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年夏に観光事業者・山小屋組合等と連携した登山者への安全対策訓練を実施 ○ 富士山噴火時避難ルートマップの作成・周知を取組事例に追加 (P 78)

区分	平成 27 年 5 月 26 日第 5 回富士山世界文化遺産学術委員会後の主な修正・追加内容										
開発の制御	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>山麓に沿っての開発制御</u>を時点更新 (P 86、P 102～P 104) <ul style="list-style-type: none"> ・山梨県は、一定規模以上の事業を実施しようとする事業者に対し、景観に及ぼす影響の調査、予測及び評価や、専門家の意見を踏まえた景観保全措置の検討を義務付ける条例の制定を検討 ・環境省は、自然公園法施行規則を改正し、国立公園普通地域内における一定規模を超える太陽光発電設備の設置について届出を義務付け ・静岡県富士宮市は、独自条例を定め、一定規模を超える太陽光発電設備等に届出を義務付けるとともに、緩衝地帯内に抑制区域を定め原則設置に同意しないとした ○ 吉田口五合目諸施設整備を時点更新 (P 85、P 94～P 95) <ul style="list-style-type: none"> ・専門家から成る検討委員会において、五合目のゾーニング案を提示し、地元関係者との協議を踏まえ、グランドデザインを策定 										
経過観察指標 (monitoring indicators) の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指標を<u>拡充・強化する時期</u>を追加 (P 112～P 113) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">拡充・追加する指標</th> <th style="text-align: center;">進捗状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①展望景観の定点観測地点</td> <td>2015 年 (平成 27 年) 中に新たな観測地点を追加</td> </tr> <tr> <td>②富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況</td> <td>2015 年 (平成 27 年) 中に宗教行事を選択</td> </tr> <tr> <td>③来訪者の意識調査</td> <td>2014 年 (平成 26 年) から調査実施</td> </tr> <tr> <td>④上方の登山道の収容力に関わる指標</td> <td>2015 年 (平成 27 年) ～2017 年 (平成 29 年) まで調査研究を行い、2018 年 (平成 30 年) 7 月までに設定</td> </tr> </tbody> </table> 	拡充・追加する指標	進捗状況	①展望景観の定点観測地点	2015 年 (平成 27 年) 中に新たな観測地点を追加	②富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況	2015 年 (平成 27 年) 中に宗教行事を選択	③来訪者の意識調査	2014 年 (平成 26 年) から調査実施	④上方の登山道の収容力に関わる指標	2015 年 (平成 27 年) ～2017 年 (平成 29 年) まで調査研究を行い、2018 年 (平成 30 年) 7 月までに設定
拡充・追加する指標	進捗状況										
①展望景観の定点観測地点	2015 年 (平成 27 年) 中に新たな観測地点を追加										
②富士山信仰に関わる宗教行事の実施状況	2015 年 (平成 27 年) 中に宗教行事を選択										
③来訪者の意識調査	2014 年 (平成 26 年) から調査実施										
④上方の登山道の収容力に関わる指標	2015 年 (平成 27 年) ～2017 年 (平成 29 年) まで調査研究を行い、2018 年 (平成 30 年) 7 月までに設定										

●包括的保存管理計画

区分	修正内容
全般	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「文化的景観」を「<u>ひとつの</u>文化的景観 (a cultural landscape)」に統一 ○ 「ひとつの存在」を「ひとつの存在 (an entity)」に統一
第 4 章「基本方針」 第 6 章「周辺環境との 一体的な保全」	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地域社会 (コミュニティ) の積極的な関与</u>を追加 <ul style="list-style-type: none"> 第 4 章基本方針 (P 90) <ul style="list-style-type: none"> 2. 周辺環境との一体的な保全 <ul style="list-style-type: none"> 富士山の裾野を含む山麓の区域 (資産とその周辺環境) は、人々の暮らしや生業の場であり、日本の代表的な観光・レクリエーションの目的地でもあることを考慮し、<u>地域社会の積極的な関与の下に</u>「<u>ひとつの</u>文化的景観 (a cultural landscape)」の管理手法を反映した保全を実施する。 第 6 章周辺環境との一体的な保全 (P 106) <ul style="list-style-type: none"> 1. 方向性 <ul style="list-style-type: none"> (2) 緩衝地帯 <ul style="list-style-type: none"> (略) これらの対策は<u>地域社会の積極的な関与の下に実施することとし</u>、多様な主体との合意形成に十分留意するほか、その過程を通じ富士山の顕著な普遍的価値の保全に対する世論の喚起及び社会全体の機運醸成を図るとともに、各事業者における社会的責任への理解を促進する。
第 9 章「行動計画の 策定・実施」	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工程 (実施済 (2013～2015 年)、中期 (2016～2017 年)) を年度区切りにするとともに、図表や写真等を用いてより具体的に明示